

【要提出】所得区分確認書

近年の申告において、記帳・帳簿等の不備や営利性に欠けるなどの事由により、事業所得ではなく業務に係る雑所得と判断される事例が増えています。適切な申告のため、以下の重要事項をご確認ください。

記帳・帳簿等の保存制度の拡大

- ・対象者：平成26年1月から、事業所得、不動産所得、山林所得を得るための業務を行う全ての方が対象となりました。
- ・業務に係る雑所得がある方：令和4年分以降、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円の方は、その業務に関する現金預金取引等関係書類の保存が義務付けられました。

申告前の確認事項

事業所得と業務に係る雑所得の区分を正しく申告するため、以下の項目を確認してください。

- 営利性の有無 事業規模 継続性 記帳・帳簿の保存状況

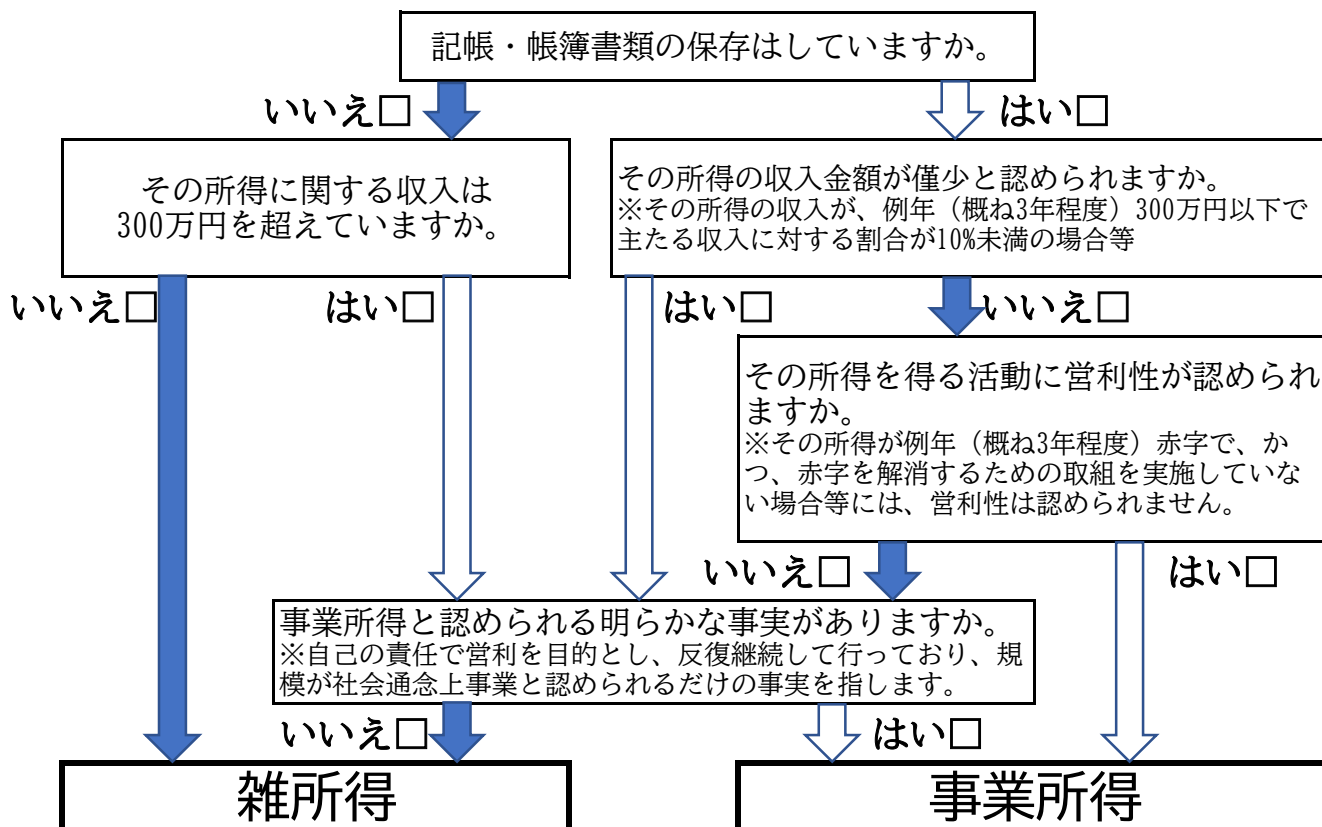
提出方法

下記の各確認項目をチェック（）し、確認日と氏名を記入してください。

- ・申告書と一緒にご提出ください。
- ・郵送の場合は、申告書にこの確認書を同封してください。

【参考】事業所得と業務に係る雑所得等の区分（イメージ）

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得	概ね業務に係る雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得



上記の確認を行った上で申告します。

令和 年 月 日

署名

※ご不明な点がございましたら、税務課住民税係0736-22-0300（内線2042、2046）までお問合せください。回答いただいた内容について、確認のため問合せをする場合があります。ご了承ください。